

科学研究費助成事業 研究成果報告書

平成 28 年 6 月 28 日現在

機関番号：34506

研究種目：若手研究(B)

研究期間：2013～2015

課題番号：25770273

研究課題名(和文)中世アルプス山間都市と周辺地域の政治社会

研究課題名(英文)Political Societies in Medieval Alps: Mountain Towns and Surrounding Localities

研究代表者

佐藤 公美 (Sato, Hitomi)

甲南大学・文学部・准教授

研究者番号：80644278

交付決定額(研究期間全体)：(直接経費) 2,900,000円

研究成果の概要(和文)：本研究は、中世ヨーロッパのアルプス地域における都市と山の関係の中での政治行為と法文化の交錯と創造を検討課題とした。中世ティロル南部では都市が日常的紛争解決の舞台となって市民と貴族が協働し、ローカル社会を超え問題関心を共有するネットワークと空間を形成していたことを明らかにした。また同地域の公証人文書と裁判帳簿の発展を検討し、アルプス南北で交錯する文書文化を分析した。そしてこのような政治的实践空間を、地域をつなぐ政治主体の行為から考察し、開かれ変容する地域的主体間の関係性と公権力の定める枠組みに対するオルタナティブ性を示唆するものとして「間地域性(インターローカリティ)」という概念を提起した。

研究成果の概要(英文)：This project aimed to analyze the interactions of political actions and legal cultures between local societies in the relationships between the mountainous environment and urban centres in the European Alpine regions of the Middle Ages. In South Tyrol, where towns like Merano and Bolzano became places where burghers and nobles collaborated for the sake of daily conflict resolution, their political actions contributed to developing personal networks and shared interests extended to an area wider than local spheres. The amalgam of legal cultures is also examined by analyzing the development of particular types of legal documents, i.e., South Tyrolian notarial registers and books of jurisdiction (Gerichtsbuch). This project conceptualized such an extension of space and relationship created by the actions of local political subjects, which are open to changes themselves and alternative to the political framework determined by public authorities as based on the concept of interlocality.

研究分野：イタリア中世史 ヨーロッパ中世史

 キーワード：アルプス史 中世政治文化史 ティロル南部 山間都市 間地域性(インターローカリティ) 公証人
 裁判帳簿 アルプス文書

1. 研究開始当初の背景

本研究開始時まで、報告者は中世イタリアのアルプス南麓渓谷地域を対象に地域社会と国家の関係の研究をすすめてきた。そして山間の地域社会に根ざしたゲルフィとギベッリーニの党派的な人間のネットワークが、都市を介してコーディネートされ、中世後期領域国家の政治秩序を規定していたことを明らかにした。この研究を発展させ、アルプス地域の党派と地域社会の結びつき、紛争と人間関係を西アルプスと現在のアルト・アディジェ地域(南ティロル)地域の渓谷部について検討し、史料調査を行なった。

これらの研究の成果から、中世のティロル南部(現アルト・アディジェ/南ティロル)の人的ネットワークと地域的な政治社会を作り上げる上で重要な役割を果たしたのは、これまで十分に研究されてこなかったこの地域の都市であったという仮定にたどり着いた。中世ティロル北部の紛争史については国内でも服部良久氏による研究があるが、条件の異なるティロル南部を対象に都市と山との関係を中心に据えた新しい政治社会史の研究を進展させることが必要であると認識し、本研究の着想にいたった。

2. 研究の目的

一般にイタリア中世史研究においては、都市と農村・山岳部の対立という認識が強く、山間部の中小規模の都市は、「都市史」の検討対象としては十分に評価されてこなかった。しかし近年、中世のティロル南部地域に関しては H. オーベルマイアが都市の過小評価を精力的に批判している。本研究はこのような流れを受け、都市史と山間地域史を融合し、「山」と「都市」と「環境」を、政治的コミュニケーションという観点から統合してゆくことを目指した。即ち本研究は、アルプス山脈地域で山岳環境と緊密な関係を持つ中世の都市を、環境への関わりの中で政治的ネ

ットワークの形成される場として捉え、その特徴を明らかにすることを目的とした。そして「都市」と「山」という一見最も隔たった領域を密接不可分なものと考え、政治史を「都市」と「山」を有機的に結びつける人間活動として捉えることを目指した。具体的には中世ティロル南部のボルツァーノとメラノを中心的な対象とし、都市と領域国家の政治的発展が、都市と自然環境を結ぶ人間の政治的行動とどのように結びついていたかを明らかにすることを目的とした。

3. 研究の方法

本研究は、中世ティロル南部の行政単位である裁判区の実態を明らかにし、その内部における都市と山地の関係、特に都市が、環境と資源利用をめぐる政治的行動のコミュニケーションネットワーク形成の舞台として果たした役割について、ボルツァーノ市とメラノ市の史料群を中心に、主に現地文書館所蔵の未刊行史料を用いて研究を進めた。

特に、ボルツァーノの商業参事会文書とテルロル南部各地の共同体文書群を中心に検討し、これらをその他の文書と総合し、日常的紛争解決をめぐる人的ネットワークの検討を行った。

また、ティロル伯領には、各裁判区ごとに裁判や契約に関わる記録をまとめた「裁判帳簿」と呼ばれる史料が存在し、それと同時代の公証人登記簿群も存在する。これらを用い、資源をめぐる紛争や協定、契約関係の実態を、裁判区という枠組みとの関係から明らかにすることを目指した。同時に、法・文書文化の研究のために、裁判帳簿という文書形態と公証人登記簿との相互関係、つまり文書をめぐる地域の政治文化の発展を跡付けることを方法とした。

4. 研究成果

(1) 第一に、中世後期ティロル南部の都市

と裁判区を舞台とした紛争解決を検討した。この地域では都市メラノやボルツァーノが日常的紛争解決の舞台となり、市民と貴族と裁判区民が協働することで、都市や裁判区というローカル社会を超えて、人的ネットワークと問題関心を共にする空間の広がり形成されていたことが明らかにされた。本研究はこれをティロル貴族層の転換期の政治的实践空間として位置づけた。

ティロル南部の貴族には、15世紀中葉を境として全体的な入れ替えが生じたとされている。これは否定できないとしても、一部の貴族が一方でティロル城伯を兼ね、メラン都市裁判官と緊密な協力関係を形成していたエッチュ地方長官職の独占などを介してプレゼンスを維持していたことも確かである。中世ティロル貴族の入れ替えと言うよりは淘汰と再編成というべき状況があった。

このような貴族と市民は地域の紛争解決において如何なる関係にあったのだろうか。本研究で検討した共同体文書群から浮上した事例は、ポッチュ家と共同体サルンタインの紛争、地域アルトゥングをめぐる共同体間紛争、共同体グリース、テルラン、ジーベンアイヒ間の沃地をめぐる紛争である。

市民層に出自し、14世紀に貴族化したポッチュ家は、ボルツァーノの後背地にあたる山間地域の人々と鋤夫の運ぶ家畜に課される通行税の徴収権を主張していた。は、この通行税を課されることを拒否した共同体サルンタインをはじめとする7共同体とポッチュ家との紛争である。これに関する仲裁が1411年と1434年に行なわれ、それぞれに際して両方当事者が仲裁人を指名した。

この仲裁団は1411年には貴族が主体であったが、1434年にはそれぞれ、裁判区の官職保持者である裁判区長と市民が含まれるようになっている。その一方で、大貴族も健在であるが、そのうちフクス・フォン・フクスベルク家とフォルケンシュタイン家は

1411年と1434年の双方の仲裁に参加しており、いずれか一方当事者のみとの関係を結んでいたのではなく、仲裁という場で活躍する貴族であったことが伺われる。

このように1411年と43年のサルンタイン・ポッチュ紛争は、貴族と市民という異なる社会層に一つの紛争解決の場での協働の機会を提供したが、同時にサルンタイン渓谷からアディジェ川を越えて広がる相対的に広域的な地域も結び付けていた。

のアルトゥング紛争にはこれらのうちサルンタインとエッパンが長期に渡って関与し、協力と敵対を繰り返していた。この紛争は1393年以前に始まっており、両共同体はの対ポッチュ紛争では協力しあい、他方ではアルトゥング紛争で対立しあう関係を継続していたのである。

ここでのサルンタインの主張は、以下のようなものである。サルンタインからアディジェ両岸のアルトゥングの放牧地へ行く際に、彼らは元来馬の通行税を納めなければならなかった。しかしエッパンとの紛争の損害のために、馬のアルトゥングでの放牧が難しくなり支払える税が減ったため、君主が一層の損害を受けている。またサルンタインからは荷車を引ける道は一切なく、馬のみで移動しなければならないため、馬の放牧は極めて重要である、ということであった。要するに君主の税収減少に結びつくような行為をエッパンが行った、という主張である。

更に、サルンタインの人々が問題にしていたのが馬の放牧であったという点が重要である。サルンタインは山間の渓谷地帯であり、移動は馬のみに頼り、荷車で移動できる道はなかった。したがって馬の放牧地であるアルトゥングを奪われれば滅びるしかない。そうならば当然税も支払わない。彼等はこのような主張をしていた。

このように、共同体住民の生業や生存にとって重要な意味を持っていた放牧地問題な

どの紛争をめぐる一連のコミュニケーションに、裁判官や裁判区長レベルの役職につく貴族の果たした役割は、15世紀を通じて決して失われていなかったことが確認できる。山間地域の生業として放牧は極めて重要であったため、このような地域では放牧地をめぐる紛争が頻発した。その入会関係は単純ではなく、共同体同士の対抗関係も固定したものではなかった。貴族達はこのような状況の中で、共同体と共同体をつなぎ、柔軟に行動するキーパーソンとして共同体の日常にとって重要な影響を与えていたと考えられる。

しかし15世紀後半には確実に、裁判区の日常の実務において、非貴族である市民が存在感を増している。それを指摘できるのが、
の共同体間紛争である。

1470年2月、ストロマズと呼ばれる境界と沃地で衝突が発生した。一方当事者はグリース、他方当事者はテルランとジーベンアイヒの2共同体であった。これに対して大公は、メラノ市民レオンハルト・フェント、アンドレ・カルミュンツァー、ゲオルグ・シュテンマー、ツィリアク・ホイザーその他に、仲裁の設定を命じた。そしてフェントらメラノ市民たちの調整によって、参審人団が選出された。しかしテルランとジーベンアイヒから十分な証言が得られなかったため、新たに6月にボルツァーノで、次いで9月にメラノで裁定を行うことが定められた。その後1470年12月、大公の指示下に、レオンハルト・フェント以下が仲裁して境界石を設置し、1471年3月この仲裁が確認された。

ここで目を引くのはメラノ市民の活躍である。テルランとジーベンアイヒ、グリースはボルツァーノ裁判区に属するが、仲裁責任者、参審人はメラノ市民から選ばれている。ティロル伯の居所がインスブルックへ移転してから半世紀を経た1470年代以降にも、市民は裁判区を超えて地域の紛争解決に活躍し、都市メラノはそのような集会の開催

地ともなった。また、同一の案件がボルツァーノとメラノの間で共通に扱われている。このように、都市メラノは在地の紛争解決に際して、裁判官、参審人、証人、そして物理的な集会の場を提供し、重要な役割を担い続けていた。15世紀中葉、伝統的なアディジェ川流域の貴族は市民とともに、都市メラノにおいて、裁判区における日常的な紛争解決に活発に活動しており、そうすることによって都市的中心地と周辺地域とのネットワークを構築・強化し、14-15世紀のティロル南部という複合的な領域における、ローカルな、そしてインターローカルな政治的・社会的関係を支えていたといえる。

この成果は後述の学会発表 でイタリア語で発表された後、図書 に英語で論文として発表され、国際学界に還元されている。

(2) ついで(1)で明らかにされた地域を超える政治的实践空間を、国家のような広域的政治空間と関わりつつ地域をつなぐ政治主体の行為から理論的にも考察し、本研究は2015年12月にシンポジウム「アルプスからのインターローカル・ヒストリー <地域> から <間地域> へ 」を服部良久氏と共催で開催した。ここでイタリアの研究者マッシモ・デッラ・ミゼリコルディア氏を招聘して関連分野の専門研究者と議論を深め、日本史と西洋史の比較考察も行った。その理論的枠組みとして、開かれ変容する地域的主体間の関係性と、そこから生み出される関係や空間の公権力の定める枠組みに対するオルタナティブ性を示唆するものとして「間地域性 (インターローカリティ)」という概念を提起した。この成果はシンポジウム報告集である後述の図書 において日本語と英語の双方で発表されている。また同書は日本語、イタリア語、英語の3言語を用いて作成し、日本の日本史と西洋史およびヨーロッパの研究の間の議論の成果を国内外双方の学界に

還元した。

また、この「間地域性」概念を用いた実証研究として、アルプス西部のオツソラ溪谷とヴァリスの関係の実証研究を発展させ、国家の枠組みを超えた地域間関係の積み重ねの中でローカルな紛争解決文化の交流と国際化が展開した事例を明らかにした。この研究はまた、15世紀イタリア同盟期の政治文化という新たな研究分野への展望につながった。

(3)上記(1)の研究の過程での史料調査の結果から、裁判帳簿群と公証人登記簿群の数の多さを考慮し、特に15世紀の公証人登記簿群についての詳細な検討を今後の課題として新たな関連研究計画を作成する修正を行なった。これに合わせて本研究は、間地域的な法と文書文化の交錯を、裁判帳簿と公証人登記簿の形式的発展と地域の法・政治文化との関連から検討することに課題をしぼった。ここで検討対象としたのは、14世紀末のヴェノスタ溪谷(フィンチュガウ)の公証人ヤコブ・フォン・ラースの公証人登記簿(刊行史料)、都市メラノの公証人登記簿群(未刊行史料)、ラント裁判区メラノの裁判帳簿群(未刊行史料)である。

ヤコブ・フォン・ラースのヴェノスタ溪谷で作成された公証人登記簿は、ラテン語で作成された公正証書の草稿とともに、中世ドイツ語の文書が多く含まれていた。しかもそれらは、公正証書とは異なるノティティアの文書形式を持つ文書である。ノティティアの中には印章付文書も含まれており、裁判官が印章を付している事例もあった。これらの事例から、14世紀末の当該地域では公証人制度と裁判官の実務、及びノティティアが補完的に共存しており、ヤコブの公証人登記簿が、複数の文書形式を扱った一人の公証人の活動に関する複合的な記録簿となっていたことが明らかになった。

これに対して都市メラノで上記のヤコブ・フォン・ラースと同時期の1380年代から90年代に作成された公証人登記簿の検討からは、都市の公証人の活動の溪谷部とは異なる性格が浮かび上がった。これらのメラノの登記簿はドイツ語文書の割合が極めて少ない。ここでは十分なラテン語とローマ法の知識に基づく公正証書が機能していたことが伺える。対してドイツ語を利用した文書は、ドイツ語でなされた法行為や既存のドイツ語文書に基づき、それらを言葉通りに引用し記録するという目的のために用いられていた。つまりラテン語の公正証書を中心に作成した公証人達も、ドイツ語とドイツ語の文書を補完的に利用していたのである。

従って、14世紀末においては、公証人文書と公証人登記簿が双方の言語と法文化に基づいて日常的に法実務の行われるティロル南部の状況を反映し、双方に開かれた柔軟な記録媒体として機能し続けていたのである。

更に、裁判帳簿そのものの形式的発展の分析を行なった。その結果、14世紀末には告発、告訴という訴訟手続き上の事項は裁判帳簿に記載され、その他の契約事項は公証人登記簿に記載されるという区別が存在したが、15世紀中葉に、公証人登記簿から裁判帳簿への特定の内容の移行と両記録簿の併用が発生していたことが明らかになった。15世紀中葉の裁判帳簿は、項目見出しの利用や記載される証言の詳細化といった外観上の変化を見せるとともに、14世紀には記載されなかった仲裁や和解、領収などの契約事項が出現する。これらの新たに裁判帳簿に出現した内容の中でも重要なのは、1460年以降出現するウアフエーデである。ドイツ法文化圏の新たな慣行であるウアフエーデがメラノまで普及していたことを証明するとともに、この新慣行の存在が、それを記載する記録媒体としての裁判帳簿に新たな役割を加えたことが想定される。更に、その背景にはウアフエーデ

誓約の対象となる司法当局としての都市メラノの成長が考えられる。ここから、ローマ法文化と、それに支えられていた公証制度の枠外にはみ出した新たな法行為の浸透と、都市の成長が、裁判帳簿の発展と裁判帳簿・公証人登記簿の間の関係の再定義による文書文化を生み出したという展望を得た。

この成果はこれまで体系的な検討が十分に行なわれてこなかった未刊行史料の分析結果を含んでおり、下記の学会発表で口頭報告されている。現在は学術論文の準備中である。また、この成果を受けて、メラノの公証人と公証人登記簿に関する国際協力による新たな研究計画を現在発展させている。

5. 主な発表論文等

(研究代表者、研究分担者及び連携研究者には下線)

[雑誌論文](計 2 件)

佐藤公美「地域を超える「争い」と「平和」
中世後期アルプスとイタリア半島における「間地域性(インターローカリティ)」
」『洛北史学』第 18 号、2016 年、1-25
頁、査読あり。

佐藤公美「中世ティロル貴族の分裂と同盟
「鷹同盟」を中心に」『甲南大学紀
要 文学編』第 166 号、2016 年、169-178
頁、査読なし。

[学会発表](計 6 件)

Hitomi Sato, Tra la politica e la professione. Gestire le risorse umane e sociali a Merano del Quattrocento, "Per sei giorni lavorerai". Fare reddito e fare impresa nelle società preindustriali, Mendrisio (Switzerland), 22 January 2016.

佐藤公美「基調報告：アルプスからのインターローカル・ヒストリー <地域> から <間地域> へ」, シンポジウム「アルプスからのインターローカル・ヒストリー <地域

> から <間地域> へ」, 2015 年 12 月 20 日、
甲南大学(兵庫県・神戸市)

佐藤公美「地域を超える「争い」と「平和」
中世後期イタリア アルプス南北にお
ける間地域性(インターローカリティ)」
第 17 回洛北史学会大会、2015 年 6 月 6 日、
京都府立大学(京都府・京都市)

佐藤公美「中世後期ティロル南部における
公証人・公証人登記簿・裁判帳簿」, 第 65 回
日本西洋史学会大会、2015 年 5 月 17 日、富
山大学(富山県・富山市)

Hitomi Sato, Città e nobiltà nel Tirolo meridionale (XIV-XV secolo), Comunità e conflitti nelle Alpi tra tardo medioevo e prima età moderna. Convegno internazionale organizzato per la conclusione del progetto di ricerca "ALP. COM", Fondazione Bruno Kessler, Istituto storico italo-germanico, Trento (Italy), 28 March, 2014.

佐藤公美「14・15 世紀ヴァリスにおける
戦争と司教・貴族・共同体 ラーロン戦争
と「ヴァリスの地の共同体」」, 西洋史
読書会大会第 81 回、2013 年 11 月 3 日、京
都大学(京都府・京都市)

[図書](計 2 件)

佐藤公美編『アルプスからのインターロー
カル・ヒストリー <地域> から <間地域
> へ』佐藤公美研究室、2016 年、1-12
頁。

Marco Bellabarba, Hannes Obermair, Hitomi Sato (eds.), *Communities and Conflicts in the Alps from the Late Middle Ages to Early Modernity*, Bologna-Berlin, 2015, 199-218 .

6. 研究組織

(1) 研究代表者

佐藤 公美 (SATO, Hitomi)

甲南大学・文学部・准教授

研究者番号：80644278